**大阪海区漁業調整委員会指示第　　号**

**（案）**

**漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項の規定により、大阪府地先水面における「刺網漁業等」について、漁業調整のため、次のとおり指示する。**

**ただし、試験研究機関等が試験研究を目的とする場合は、この限りでない。**

**令和７年〇月○○日**

**大阪海区漁業調整委員会　会長名**

**１　指示の種類**

**刺網等漁業に係る漁具及び操業場所等の制限**

**２　漁具等の制限**

**刺網漁業のうち、一枚建網、三枚建網により水産動物の採捕を行う者は、網の長さが６００メートルを超えるものを使用してはならない。また沈子により身網が流れることのないよう固定、網上部が水面から５メートル以深になるよう敷設し、漁具の北（東）端に赤色の閃光灯を、南（西）端に緑色の閃光灯を付けなければならない。**

**ただし、共同漁業権区域内及び護岸、岸壁、防波堤周辺１００メートル以内に網を敷設する場合はこの限りではない。**

**つばす・すずき流網漁業により採捕を行う者は、許可条件を超える長さの網を使用してはならない。また身網の浮子網は水面から５メートル以深に敷設し、漁具の北（東）端に赤色の閃光灯を、南（西）端に緑色の閃光灯を付けなければならない。**

**３　操業場所等の制限**

**上記２を満たす場合であっても、一般海域において刺網漁業等により水産動物の採捕を行う者は、隣接する漁業協同組合との合意に基づく場所に漁具を敷設しなければならない。**

**４　指示の期間**

**令和７年　月　日から令和８年　月　日まで**